別紙様式第1　様式2-1

個票 ②

（令和4年度第2次補正）地域少子化対策重点推進交付金　実施計画書　（市町村分）個票

| | | | |
|---|---|---|---|
| 自治体名 | 山鹿市 | （都道府県： | 熊本県　） |
| 本事業の担当部局名 | 市民部地域生活課 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事業メニュー | 結婚_妊娠・出産_子育てに温かい社会づくり_機運醸成事業 | | | |
| 区分 | 一般メニュー | | | |
| 関連事業メニュー | 3_1_5 結婚・子育てを応援する社会的機運の醸成の広報 | | | |
| 個別事業名 | 結婚新生活支援事業PR業務 | 新規／継続（一般財源での実施も含む） | 新規 | |
| 実施期間 | 交付決定日　～　令和6年3月31日 | 事業開始年度 | | 年度 |
| 対象経費支出予定額 ※（注）1 | 499,950 | | | 円 |

**自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け** ※（注）2

（地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け）

＜地域における実情と課題＞
本市の未婚率（30代～40代）は、全国平均以上であるため、結婚新生活支援事業を行い、経済的に余裕がなく結婚に踏み出せない方々に対し補助を始める予定である。しかしながら、新規事業かつ補助対象となる要件や必要となる書類等複雑であることから、分かりやすい広報が必要となる。

＜本個別事業の位置付け＞
本市の総合戦略基本目標Ⅱ「明日の幸せを語れる暮らしをつくる」に掲げられているとおり、市民一人ひとりが将来に対する夢や希望、明日の暮らしを明るく語れる地域社会の構築を目指し、結婚や出産、子育て環境の充実を図ることで少子化対策に資する取組として実施。なお、本事業は結婚を希望する方への支援に位置づけられる。

（本個別事業における現状と課題）

（課題への対応）
補助対象者の要件や申請時に必要となる複雑な添付書類等が分かるチラシを市民課や民間の不動産事業者の窓口に置いてもらうことで対象者及び対象者予備軍に対し幅広く周知することが可能となる。また、紙媒体だけでなく、ネットでの広報を行うことによりさらに多くの人に対して制度を周知し、支給漏れを防ぐ。

**個別事業の内容** ※（注）3

| 番号 | 項目 | 内容 | ステップアップ | KPI設定 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 結婚新生活支援事業PR業務 | ・制度周知のチラシを1,000（部）作成し、関係機関（市民課窓口、各市民センター等）や民間事業者（不動産事業者）へ配置し、若い世代へも訴求するため、WEB広告も実施する。 | | ○ |

【次年度以降に向けた事業の方向性】
広報周知に関しては、継続して実施する。

【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】
無

**少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標** ※（注）4

| KPI項目 | 単位 | 目標値 | 現状値 |
|---|---|---|---|
| 山鹿市結婚支援事業登録者総数（令和7年度） | 人 | 650 | 586（令和4年度） |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | 項目 | 単位 | 直近の実績 | |
|---|---|---|---|---|
| 参考指標<br>※(注)5 | 合計特殊出生率 | | 1.64（2013年度） | |
| | 婚姻件数 | 件 | 175（令和3年度） | |
| | 婚姻率 | | | |
| 個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6 | KPI項目 | 単位 | 目標値 | 現状値 |
| | 〈アウトプット〉 | | | |
| | リーチ数（印刷部数） | 枚 | 1000 | 0 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 〈アウトカム〉 | | | |
| | 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」 | % | 80 | 0 |
| | 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」 | % | 100 | 0 |
| | | | | |
| | | | | |
| 他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7 | 熊本県と連携して県のホームページや県移住定住ポータルサイトなどでも、本事業制度を情報発信することで、より多くの対象者に対して広報する。また、本市が運営している移住定住ポータルサイト「やまが暮らし」等にも掲載し、周知を図る。 | | | |
| 民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8 | 市内の不動産事業者に対し当制度のチラシの配置や対象世帯及び予備世帯に対し広報活動の依頼を行うことで幅広い世帯に周知することが可能である。 | | | |